

令和6年度第4回茅ヶ崎市文化財保護審議会

下寺尾官衙遺跡群等保存・活用部会 会議録

議題	1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議） その他
日時	令和7年2月1日(土) 14時00分から16時00分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	会長 近藤英夫 委員 田尾誠敏、岡本孝之、荒井秀規、宇尾野政徳 (欠席委員) 五味文彦、宮瀧 交二、寺前直人、箱崎和久 (オブザーバー) 神奈川県教育委員会文化遺産課：萩原滉、茅ヶ崎市教育委員会社会教育課：大村浩司 (事務局) 社会教育課 伊勢田課長、石井課長補佐、大元主査、三戸副主査、塘主任
会議資料	次第 資料1-1 史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡確認調査について 資料1-2 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について 資料1-2 (別添資料) 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告(案) 資料1-3 史跡下寺尾官衙遺跡群および史跡下寺尾西方遺跡に係る事業について
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号の規定による
傍聴者数 (公開した場合のみ)	なし

会議録

- (伊勢田社会教育課長)
 - ・開会のあいさつ
 - ・出欠委員の確認(過半数の成立)
 - ・傍聴者の確認(傍聴者なし)

- (事務局)
 - ・会議資料の確認

議題1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について

【（１）史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡確認調査について（審議）】

○（事務局）

資料１について説明

○（田尾委員）

資料１-１は、次第の議題１の審議事項とは異なるので分けた方が良いと思います。確認ですが、先ほど説明で北側の硬化面に関して、古代末以降の可能性はあるが古代の可能性も捨てきれないので、それを踏まえて調査を進めると聞きました。その他の遺構、例えば竪穴状遺構とか４号溝とかの年代感を教えてください。

また、私が現地に向った時に、北側の１号溝に重複して下に溝状遺構があるのではないかと事務局がおっしゃっていたと思います。それについてはどうなったのか教えてください。

○（事務局）

資料の件は申し訳ございませんでした。

まず、竪穴状遺構の年代感ですが、掘削を概ね完了しており、出土遺物を洗っています。そうしますと出てきた遺物というのが、石、縄文土器前期のもの、弥生土器中期後半、宮ノ台だと思われるものがメインです。古代の遺物は今のところ見つかりません。年代感としては、出土遺物だけから判断すると弥生時代以降ということになります。

また、竪穴状遺構に重なっている２号溝の覆土から瓦片が出ていますので、少なくとも瓦が出た古代よりも古く、弥生時代以降というような年代感になると思います。

４号溝につきましては、基本的には土師器、須恵器、古代のものとして認識しています。また、４号溝覆土を供給するⅣ層から、須恵器等も見つかっておりますので、この溝については古代であろうと認識しています。

それから１号溝に重複した溝状遺構と、１号溝の概ね北側に１号溝を幅広にした溝状遺構である６号溝を確認しています。覆土を観察すると、基本的には１号溝の覆土と概ね同じでした。１号溝が中世から近世、宝永以前と認識していますので、重複した６号溝についても１号溝と同じ年代、中世から近世と考えています。

○（田尾委員）

当初は６号溝が古いものではないかと期待がありましたが、それは否定されているということですね。

○（岡本委員）

１号竪穴状遺構の調査について、写真で見るとローム層のある土で埋められた後に長形状遺構が切っていると判断されたのですか。

○（事務局）

調査者として２パターンあると思っています。岡本委員がおっしゃったように、この断面図だけで見ると、もともと竪穴状遺構があり、それに対して長形状遺構が切り込んでいるという断面が一つ。一方で、想定になりますが、例えば長形状遺構の上に何か安置をし、その脇を埋め、中に入っていたものが崩落した結果このような堆積になったとすれば、竪穴状遺構と長形状遺構が同質の遺構だと言えないこともないと考えます。

このことについては、写真２前面のベルトの右側の立ち上がり、真ん中のベルトを残しながら右側の立ち上がりを見たり、この黒色土が本当に地山なのか、掘ることができるのか確認したりして、ご助言をいただきたいと思います。

○（岡本委員）

写真１によると、長形状遺構の掘り込みが、ちょうどベルトの角に向かっていきます。写真２のようなラインが見えるところまで掘れないでしょうか。

○（事務局）

調査方法はその予定で、写真１正面ベルトの左側を残しながら奥側を掘り、立ち上がり等を確

認したいと思います。

○（岡本委員）

円形の1号竪穴状遺構の中に長形状遺構がちょうど真ん中にすぽっと入っているから、同一の可能性は結構高いと思います。

それと別に、今後、硬化面とか浅い2号溝3号溝が、真北を向いています。これに直交する硬化面とか溝の方向性があると思います。もしかしたら、古代条里と関係があるのではないかと検討したらどうかと思いました。

先日の現地視察の後、幕末明治初期の土地区画図と検討したところ合いませんでした。しかし、1号溝もそうかもしれませんが、明治頃の耕作跡を感じました。それより古い溝が真北とは若干ずれていますが、真北を向くのであれば、古代の土地区画、周辺の土地区画の検討材料として面白いものが出てくると思います。

それにしても、弥生がもっと早く見つかるかと期待していましたが、土器の破片が少ししか出ず、発見はまだ難しいなと思いました。二つの重なる遺跡の難しさを改めて知らされた感じです。

○（田尾委員）

1号溝の北側あたりの一帯に、弥生土器が多めに見られるということで、遺構の存否が話題になりましたが、結果はどうになりましたか。

○（事務局）

弥生土器が集中していた部分は遺物を取り上げ、精査しましたが、今のところ、この面でプランは見つかりませんでした。

少し下げたらあるかもしれませんが、全体を見ながら調査していきたいと思います。

○（岡本委員）

③の溝状遺構、土坑状について、これは時代としてはどのあたりを想定していますか。

○（事務局）

4号溝は古代と考えています。この溝で確認された同じ面でも何となく土が違っていると把握していました。その状態でははっきり見えなかった遺構で、一枚下げて確認しました。

また、南側で大村オブザーバーが調査の結果、落ち込み状の遺構を見つけられています。その遺構に、もし合うのであれば、この落ち込みで確か土師器の小破片が出たと思います。こちらも古代に対応してもおかしくないと思います。

ただ、この4号溝の覆土と今回改めて確認した覆土では様相が全然違います。橙色スコリアの入りが大きく違うので、時期差と見るのか時代差と見るのか、これから検討したいと思います。

○（荒井委員）

今回の現説の内容は調査途中ということでかなり難しい内容ですが、どの位、市民の方に成果をPRできたのが気になりました。

当日、136名の方がいらっしゃったということですが、何かリアクション、反応はありましたか。

○（事務局）

リアクションとまでは言えませんが、皆さん熱心に聞いていただいたと思います。見えた成果をお伝えできる状況ではありませんが、大村オブザーバーに下寺尾遺跡群の概要を説明していただくブースを設けたり、収蔵物を説明するブースを設けたり、現地を説明するブースを設けたりと、三つ設けて皆さんにできるだけ分かりやすくお伝えしたつもりです。

前年度より1.5倍程の来場者数がありましたので、それは成果かと思っています。

○（荒井委員）

そのようなブースは良いと思いました。単純に資料だけだと辛いところがあると思いました。

一般の方がこれだけ見ると、これが何なのか分かりにくいと思います。

「全体の中で今回はこの部分を説明します」等が、今後もあると良いと思います。

○（宇尾野委員）

一般市民の目線では、はっきり言って、今回の発掘について特段の成果が見えなかったと感じました。

ブースが掘削現場、出土物、遺跡の説明と三つに分かれていたのは非常に分かりやすく良かったと思います。

○（田尾委員）

今のお話に関連して、私の印象ですが、調査成果としては官衙域から外れているのが分かったと思います。

おそらく硬化面にしても、溝上遺構にしても、下から上がってくるような道路であったり、あるいは岡本先生がおっしゃるような、直接条里とは言えないまでも土地区画に関わるような方向性のある遺構が見つかったりしています。

現状では、めぐみの子幼稚園の調査成果を見ても、この辺りでは官衙の時期よりも新しい時代のもが多く見つかっていますので、それと同じ状況にあるのかと思います。

もし、官衙に関わるようなものだとすれば、4号溝がそれに当たるかとも思います。

また、弥生時代の遺構にしても、現状の調査では、まだ分からない点が多いということです。

そのような印象を持ちましたので、現地の説明するとかなり苦労すると思われました。

○（岡本委員）

4号溝ですが、この側で行われた発掘は、大村オブザーバーが昔掘った道路の拡幅の発掘調査、最初の発掘調査です。

史跡の指定の範囲に触れているところで、竪穴住居の色が塗られた全体図を見てほしいのですが、東側のトレンチの中に薄く溝状の遺構が発見されています。

ここは馬の骨がたくさん見つかかり、馬が古代寺院や坊さんとどのような関係にあったのかと色々議論を呼んだところです。

もしかすると、この遺構が寺院のある段階、それが4号溝と関係するのではないかと当日申し上げました。そういう可能性もあるところです。お寺の領域が変わってきているかもしれない。そんな考えを持っています。

○（大村オブザーバー）

まず、発掘調査ができるということは、そもそもすごいことだということが前提で、その成果が少なかったかどうかというのは、それぞれの方のとらえ方だと思います。

そもそも発掘調査を見ていただいたということから出発したほうが良いと思われました。いろいろ期待が高まっていることだと思います。

ただ、全部が全部出てくる訳ではありません。見どころとして、この調査の中では、例えば江戸時代の火山灰もあることも含めて、当日、私も説明しました。

もちろん、官衙の成果がどうだということは、いの一番かもしれませんが、来場者にとって、土の中のことを知っていただく機会になったと思います。

そして、ここは壊されず残り、整理をした後に目的を絞って再調査もできる場所、他の場所とは違うところなので、そのような意味も踏まえれば成果があったと思っています。

岡本委員が指摘された馬の骨等のことは、もちろん当時から注目していましたが、まだ材料が少ないと思っています。報告を出した時には古代のお寺に関するかもしれないという書き方をしましたが、官衙が見つかったことにより、官衙の施設の何か、あるいは官衙以後の関連する遺構なのかもしれないと今は思っています。

それも含めて資料の精査、検討していく必要がある、いずれにしても、続けていくことが重要だと思っています。

【（２）史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について（審議）】

○（事務局）

資料 2-1、2-1（別添資料）について説明

○（田尾委員）

これまでの経緯とスケジュール、その資料の 1-2 でご説明いただきました経緯については、我々も十分承知しています。今回、1-2 の別添資料が検討資料という形で報告されるということです。

基本的に、我々の考え方としては、官衙遺跡群と西方遺跡の基本的な方針は出したと思いますので、今後その二つを合わせた、文化庁の補助金を取って作成する保存活用計画については、五味先生も審議委員会でおっしゃっていましたが、なるべく前倒しでスピーディーに進めていくことが重要だと思います。

そのためには、部会の開催回数が限られるのであれば、メールや回覧でも構いません。とにかく前倒しで早く作成することが重要かと思います。

それをやりながら、目に見える形で仮整備であるとか、現地において色々な活用を行い、計画を作成する間に地域の人たちや市民に忘れられないように、とにかくアピールしていくこと、逐次こうしたことをやっていますよと、分かる形、目に見える形で公開していくことが大事だと思います。

保存活用計画の名称は下寺尾官衙遺跡群とするということでしたが、当然副題には両方の史跡名称がつくと思いますので、その確認もお願いします。

○（宇尾野委員）

伊勢田社会教育課長から、この 1-2 の資料は文化庁が決めた訳でもない、市が決めた訳でもない、まだこのような形ですよ、という説明がありました。それを理解した上でお聞きしますが、この整備計画、方針、コンセプト等は誰が決めるのでしょうか。

○（伊勢田社会教育課長）

次の計画、資料 1-2 項番 3 の新計画については、その過程において審議会委員の意見をいただきながら、最終的には茅ヶ崎市と茅ヶ崎市教育委員会が決定します。

○（宇尾野委員）

その上で、今まで色々な説明を聞いていますと、この複合している史跡は非常に稀有であるという言葉 皆さんから聞いています。稀有であるからその史跡の計画が難しいと私どもは理解しています。その稀有な状態で過ごした結果、何も決まっていけないのが怖いのです。

保存活用計画では、史跡は全部土に埋まってしまう。史跡を形で表すのは復元ですが、それは一つの方法であって、別に復元でなくても史跡は表すことができると思います。最近の教育的な活用方法、あるいは観光資源的な活用方法等、史跡であったものの復元だけではなく、もう少し広い範囲で考えていただきたいというのが、市民の気持ちです。

○（事務局）

宇尾野委員がおっしゃったのはまさしく現地での整備、設え的な部分もあると思います。田尾委員もおっしゃった見える形で公開することだと思います。

保存活用計画といいますと、少し概念的な部分を含んだものが多いですが、今回説明しましたように、改めて計画を作ることにはなりますが、その内容については、より整備の部分について具体的に詰めていきたいと思っています。そうしないと、ご指摘のように何も進んでいけないということになります。

特に整備の部分に何をいつ整備して、この範囲をどういう形でやっていくということを具体的に青写真に描くことを、目に見える形で計画等を表現したいと思っています。そのような形で策定ができるのかも含めて、県とも改めて調整していきたいと思っています。

○ (宇尾野委員)

話はよくわかります。それで、その整備計画の前に、皆さんが悩んでおられるのは、その方向性、コンセプト、方針をどうしていくのかがまだ見えてないから悩んでいると思います。どういうコンセプトでこの整備計画を進めるのかを先に考えた方が良いと思います。

先ほど田尾委員がおっしゃっていた、すべてが見えなくても、その途中の段階で何かできるはずです。私どもも遺跡文化祭を5回開催しましたが、市民の感覚で申しますと、何も進まない飽きるし、続かないと思います。

これは非常に大事なことだと思います。その文化財で何かが少しでも進んでいることが見えれば、市民も火がついてきます。例えば、市民を集めてドローン飛ばして地形を示す等、途中の段階でも、何か方法を考えていただけないかというのが今の気持ちです。

○ (田尾委員)

いや全くそのとおりです。

○ (大村オブザーバー)

コンセプトを決めてほしいという話ですが、実は附編として考え方をどうするかというのを議論しており、それがあって次にどういうふうに表現しようかということが決まっていくので、決して今までの時間は無駄だとは思いません。

先ほど事務局から説明がありました経過があって、これからやっていく部分、これからどうするのかということに関して、コロナや環境の変化もあったと思いますが、先ほど田尾委員、その前には五味委員もおっしゃったように、進みが遅いと言われていました。

進んでいることは間違いないのですが、スピードが遅いと言われていていると思います。ですが、拙速に何かをすれば良いということではないと、私は思っています。

従って、よくここで議論をして決めていき、事務局の説明を私なりに理解した部分と希望も含めて言いますと、通常史跡の場合には指定を受けます。そうすると、国から保存活用計画を必ず作ってくださいと言われてます。それを何年かかけて作ります。その次は整備計画を作ってくださいと言われてます。その次は基本設計を、その次は実施設計を作ってくださいと言われてます。

これが基本的な流れですが、それが二つもあるし、動きを早くしたいということで、2019年の段階で色々な話をしましたが、文化庁とのやりとりの中では今言ったセオリーをそのまま進めてほしいという話でした。少しスピードを上げてやりたかったのですが、色々な事情でスピード感があまり見えてこないと思います。色々相談も受け私の考えも含めてお話しますと、この2年で保存活用計画と次の整備計画を合わせて作成するのが一番のミソだと思っています。

そのために、そのような形ができないか10月に文化庁の方にお話をしたのですが、この文化庁の理解と私たちの意図が果たしてイコールになっているか、大変私は懐疑的です。仮に補助金が取れず単費でも、そこは整備に踏み込むような計画を作成して、2年後には設計に進む、この2年間でコンセプトも含めてお話を進めていくと理解しています。

この計画を作成している間に何もしないのはいけませんので、今できることはやるということは常々言い、書いてもいます。

宇尾野委員が5年経って飽きてきたということであれば、小出の方だけでやるのではなく、例えば連絡会の方にもアイデアをもらう等、選択肢を広げる方法もあると思います。

早く何とか色々な形にしていきたいというのは同じですが、それなりのロードマップがあるので、そこも調整する必要があると思います。現状への対応もそれを並行してできると思っています。

先ほどの懸念に関しては、やはり手順を踏まないと、史跡として国として守っていくことがクリアできないのではないかと私は思っています。

○ (宇尾野委員)

大村オブザーバーのお話ですと、コンセプトはもうすでにあるのですか。

○（大村オブザーバー）

コンセプトを作るためのもの、曲げてはいけないもの、守らなくてはいけないもの等、取り組み方についてここ2年位かけて話しています。これからどう表現するかというのはまさに整備、これからの話です。

○（宇尾野委員）

大村オブザーバーも含めて一緒に議論をしていただければと感じています。ここでコンセプト等を作っていくというお話も分かりますので、今決まっていること、方針で決まっていることを教えてください。

○（大村オブザーバー）

今決まっているというのは、そのコンセプトの類ですか。

基本的に保存活用計画で決めるというのは、例えば古代の場合には、本質的価値があります。この本質的価値は絶対守るべきもの、その守る内容は何かということを経験して決めました。弥生についても、この数年で決めました。本質的価値は守るべきものであることは、いっぺんで決まっています。

○（宇尾野委員）

私はどちらかというと、活用に重きを置いてお話しています。この部分で私は何も見えてないので、このような表現をしました。

○（大村オブザーバー）

基本的に活用というのは、観光にシフトした文化財保護法の改正により、活用するものと国も言っています。それは極端に言えば、先ほどの本質的価値を壊してまでも活用して良いというものですが、そういうことではありません。

文化財の価値を生かしながら、可能な範囲の中での活用、そして活用の方法はある意味無限ですが、守らなければならないものを守らないと、それは史跡ではなくなると思います。

○（宇尾野委員）

史跡を壊すとは言っていません。保存があって初めて活用があるのであり、その活用が今のところ色々なものを読んだ中で見えてこないということです。

この活用は今後の討議の中で出てくるのでしょうか、現在分かっている活用の方針等、何かあれば教えていただきたい。

○（大村オブザーバー）

古代の下寺尾官衙遺跡群保存活用計画については活用の方針も書いてあります。その方針に基づいて具体的に、個別にどのようなことをやるのは、それぞれ可能な範囲で、やり方も手法もあるかと思います。

宇尾野委員のおっしゃることは、例えば、こういうことをやりましょうと、ということが書いてない、という意味でしょうか。

○（宇尾野委員）

違います。活用についての方向性、コンセプト、方向性とか方針についてお聞きしたいです。

○（事務局）

コンセプトについては、例えば、資料1-2別添資料の91ページとか、官衙遺跡群保存活用計画103ページを合わせて見ていただきたいと思います。ここに保存活用の内容について、保存活用計画の概念的な部分、大枠的な部分が記載されています。

例えば、別添資料の90ページに活用の方向性など、どのような方向性で活動していくのか等が書かれていますし、それを踏まえて91ページ以降に活用の方法で具体化したものが書いてあります。

宇尾野委員がおっしゃることは、整備の内容も入っているのかと思います。この活用の後には、この別添資料94ページに、整備の方向性、整備の方法を書いています。同じように官衙遺

跡群 103 ページに活用のことを書いています。それ以降も 107 ページに整備の内容が書いてあります。ここには、どのようなことを意識して活用していく。それから整備をしていくという内容が書かれています。

確かに、この内容だけでは現地に何ができるのか、それを踏まえて何を行うのか、そこまで具体的に書いてある訳ではありません。

一方で、史跡のことを守れば良いだけではなく、例えば、地域に親しまれる整備にするとか、道づくりの拠点になるような史跡公園を整備するとか、そういった大枠的な方向性について記載されています。

この内容とはちょっと違う、もう少し思っていることはこういうものだ、というものがあれば教えていただきたいと思います。

○（宇尾野委員）

書かれていることに反対するつもりはありません。私どもは、史跡下寺尾西方遺跡が非常に希有な遺跡であること、将来教科書に載るような立派な環濠遺跡であることと聞いており、こういうものを将来的に活用していくために、地域として何をしていけば良いのかと考えています。

そういう意味で、ここで述べられているのは、学校教育に関する活用方法等であるのは良く分かります。そういうことではなく、全国に希有な史跡であれば、そのことをどうやったら生かしていけるのか、そのことを考えていきたいのです。特別なことを求めているのかもしれませんが、そのためのコンセプトとか方針が欲しいのです。

○（事務局）

地元としてどのように生かすか、というようなコンセプトということでしょうか。

○（宇尾野委員）

そのとおりです。その人たちが喜んで公有地化に向かって進んでいくためには、ここの史跡は皆で守っていかなければならないものだということがまだ見えていません。このことを皆に知ってもらうために、私はそういう言い方をしています。

○（事務局）

是非この審議会でも、その他、まちぢから協議会の中でも結構ですが、逆にご意見を伺いたいと思って聞いていました。

例えば、ここに史跡公園にする等書いていますが、地元でこういうことができたらいいとか、遺跡を生かしてこういうことをやってみたいとか、もしあれば考えとしてお聞きしたいですし、こちらの提案を出していきたいです。

当然、地元の多くの方が関わる史跡になるので、地元の方のご意見も是非伺いながら、その方針、コンセプトみたいなものを固めていきたいと思います。

○（岡本委員）

1-2 附属資料は、今後どのような経過をたどるのですか。

○（事務局）

庁内的な位置付けはまだ調整中という説明をしましたが、このまとめた結果については、来年度以降の策定を予定している新計画の資料にしたいと思います。

官衙と西方を合わせた新計画作成に際して、この資料は西方の本質、西方で考えるべきこと、重なる史跡についてまとめています。

そのような下地になるものを生かして新計画を作ることになりますので、この議論を経たものを新計画に反映させていきたいです。

○（岡本委員）

1-2 附属資料は、官衙遺跡群の保存活用計画のようにはならないのですか。

○（事務局）

結論から言うと、決まってないというのが正直なところです。

基本的に、行政計画はパブコメをしたり、庁内的な手続きを経たり、地元の方のご意見を伺ったりしながら初めて世に出せるものです。

例えば、この内容にパブコメをしたり、整備の内容についてご意見をいただいたりしたとして、官衙の計画と合わせた時にその内容がまるっきり変わってしまうことも想定されます。

基本的には今回の検討報告に対して、パブコメをかける等、事務局としては想定していません。

○（岡本委員）

新計画はまだ良く分かりません。先ほど大村アドバイザーの話では、整備計画に入りたいとありましたが、それとどう違うのですか。

○（大村オブザーバー）

先ほど説明したように、通常、一つの史跡であれば、保存活用計画を作成し、そののちに整備計画、整備設計、実施設計を作成していくという手順を踏みます。これは国が推奨している考え方になります。

西方遺跡の計画に関しても、~~それは当然求められますが~~、結局その整備を具体化する際に、古代と弥生、これをどのように表現していくのか、相反するところが出てくるだろうと議論してきました。

また、「重なる史跡」という全国でも稀有な状況であるから、それをどうしていくのか考え方をまとめたということ、附編の部分を含めた考え方を審議会で議論し、皆さんにお願いし、私も参加してきました。

この計画作成は補助金絡みの話なのでややこしくなっていますが、それらを踏まえて、この新計画は、官衙と弥生の二つの保存活用計画を合わせた形で、現地でどのように整備して、どのようなコンセプトで整備あるいは活用を進めていくのか、二つを合わせた遺跡群として検討しなければ、現実的に工事も活用もできないと思っています。

これから作成する新計画は、遺跡群保存活用計画と書いてありますが、実質は二つの整備計画という位置付けだと思っています。

○（萩原オブザーバー）

保存活用計画を作成していないと整備計画はできません。

大村オブザーバーがおっしゃったように、官衙は保存活用計画ができているので整備計画は作成できますが、そうすると弥生が引っかけってしまうので、官衙と西方をまとめた形で、今回保存活用計画に若干の整備計画を入れて策定したいと文化庁の方には説明したところ、補助金を出しますという話をいただきました。

しかし、具体的にどこまで整備計画について触れるのかは、茅ヶ崎市が来年度以降2ヵ年かけて策定する際に、案ができた段階で国から文章的な面で校正が入ると思います。その経緯を見ないと、どこまで整備について書けるのか、現段階では県も分からない状況です。

来年度から、若干の整備についても触れつつ、二つをまとめた保存活用計画として策定していく方針で事務局とは調整していました。

○（岡本委員）

新計画が2年間あり、その後に大村オブザーバーがおっしゃる整備計画を作成すると思いますが、この別添資料がどう生かされるのかが良く分かりません。

○（大村オブザーバー）

それについては伊勢田社会教育課長がおっしゃったように、パブコメとか庁内についてはこれから議論をすると思います。

パブコメにかけてしまうと、先ほど事務局から説明されたように、変えてしまう、変わらざるをえないみたいなことになり、それは無駄になります。

この二つの内容と西方の本質的価値というものを生かしながら、弥生と古代と一緒に、整備も

限りなく含めながら検討を進め、そして案を作ることとなります。

この保存活用計画を作成して、それから整備計画となると4年、さらに設計に4年かかります。スピード感と言われる中で対応する方法として、色々相談させていただいています。

○（岡本委員）

教育委員会の方はどうですか。

○（伊勢田社会教育課長）

新計画の保存活用整備計画について、資料1-2裏面の上から二つ目の文章に要調整とあります。この要調整は、大村オブザーバーがおっしゃった文化庁との調整が必要だということです。

また、茅ヶ崎市としては、令和8年度から令和12年度までに後期実施計画が作成されます。その中に、令和8年度までにこの計画を作ることになっていますが、それは補助金をもらった保存活用計画となっています。

これから国と調整した中で、例えば先ほど大村オブザーバーからあったように、単費になるのかということもありますが、もし単費であれば単費で計画を作ることとして改めて後期実施計画に載せていく要求をします。

その後、令和12年までにどのような整備をするのか、社会教育課としては、後期実施計画で、令和8年度までに計画を策定、そのあと整備着手ということで要求していきたいです。

また、その審議の結果等につきましては、逐一皆様にもご報告します。

○（岡本委員）

話が変わりますが、地元に分かりにくい等については、このような議論の経過を地元で説明していくことが必要だと思います。

それと、資料の中に出てきた図面類や計画図等をパンフレットにして配布することも必要だと思います。

○（近藤会長）

~~直ちにフリーハンドで流すのではなく、~~ご意見として事務局に検討していただければと思います

○（大村オブザーバー）

岡本委員のご意見はごもっともだと思います。教育委員会では指定後、官衙遺跡のことも踏まえて、下寺尾部会と同じように保存活用の連絡会を開催しています。また、どういう遺跡でどういう特徴があるのかが分かるように学習会を定期的に行っています。

残念ながら、色々な都合でおろそかになっています。先ほどの宇尾野委員のご心配とか、地域の方たちとの連絡を密にすることについて、もっとやった方が良く個人的には感じました。

○（岡本委員）

発掘調査の現地説明会資料だけではなく、下寺尾遺跡群のことが分かるものを系統的に作っていったらどうでしょうか。ご検討ください。

○（田尾委員）

この資料の取り扱いですが、題名が保存活用計画検討報告です。検討した報告にパブリックコメントが必要なのでしょうか。部会、教育委員会が検討した結果を報告するものですから、パブリックコメントは不要だと思います。

それと、この庁内でうまく討議ができなければ、これを茅ヶ崎市文化財保護審議会、下寺尾遺跡群等保存・活用部会の名前で出すことを一つの方法としてご検討いただければと思います。

いずれにしても、私たちは何年もかけてこれを教育委員会と一緒に作ってきた訳ですから、これを元にするとは言っても、私たちの考えとして何らかの形で公になった方が良く思っています。

○（岡本委員）

賛成です。

○（伊勢田社会教育課長）

田尾委員のご意見、ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいたように、パブリックコメント対象の計画ではないことを示すために、題名を検討報告としています。その方向で進めたいと思います。

公にする方法として、審議会と部会から出すというご提案もいただきました。庁内ではこれは計画でないという調整のみで大丈夫かと思えます。

今回の会議資料も含め、下寺尾西方遺跡についてこのように考えていると公開していきたいと思っています。

【（3）史跡下寺尾官衙遺跡群および史跡下寺尾西方遺跡に係る事業について（報告）】

○（事務局）

資料3について説明

○（岡本委員）

「かりうち」とはどういうものですか。

○（田尾委員）

古代のゲームで、奈良文化財研究所の小田さんが出土遺物から復元し、色々なところでやっているようです。

○（事務局）

補足しますと、奈良時代に遊ばれた双六に似たボードゲームということで、土器や瓦に書かれた盤面と、かりと呼ばれるサイコロの代わりに投げる棒を用いて遊ぶものです。

田尾委員がおっしゃいました、奈良文化財研究所の考古学研究によって発見されたもので、小田さんに講師を務めていただくと聞いています。

古代を知っていただく入口としては良いものと思っています。

○（岡本委員）

川崎でもやりますか。

○（事務局）

詳しくは分かりませんが、川崎市はすでに招いています。博物館のことですが、聞いた話によると、当日は川崎市の小学生をバスで連れてきて、茅ヶ崎の子供と一緒に遊ぶということでした。

また、令和7年度の博物館の事業で、史跡指定10周年ということで古代に関する展示を夏頃に予定しているということです。それに付随して、社会教育課と調整をして展示に関連した講演等も考えているようです。

○（萩原オブザーバー）

確か先月、先々に追加指定がされたと思いますが、その報告はいかがですか。

○（事務局）

失礼いたしました。資料はありませんが、7筆5地点が追加指定されたということで、答申を受け、これから官報が出てきます。

○（田尾委員）

これも審議事項ではないので、別項目を立てて議事録に載せられたら良いと思います。

○（近藤会長）

事務局何かあります。皆さんも何か。それでは私の役目を閉じて、事務局へお返しします。

○（伊勢田社会教育課長）

以上をもちまして、令和6年度第4回茅ヶ崎市文化財保護審議会下寺尾遺跡群等保存・活用部会を閉会します。

ありがとうございました。